

9/2  
は

# 松原市議会議員一般選挙

## 不在者投票

### ①一時的に松原市にいない場合

投票日に松原市を一時的に離れていて、投票できない場合に滞在先で投票することができます。その際は選挙管理委員会に所定の様式で投票用紙を請求してください。手続きなど詳細については市ホームページをご覧ください。

#### ●請求の受付

8月20日(月)～29日(水)(目安)  
※郵送での手続きとなりますので、なるべく早く請求してください。



### ②身体障害などで投票所に行くことができない場合

下表に該当する人は、郵便による不在者投票が可能で。また、下表の条件を満たし身体障害者手帳「上肢または視覚の障害」1級の場合は代理記載による投票も可能です。詳細は選挙管理委員会までお問い合わせください。

障害の種類など		等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害	1級・3級
	免疫又は肝臓の機能障害	1級～3級
介護保険被保険者証		要介護5

さあ投票 選挙の主役はあなたです！  
私たちの「まち」と「暮らし」にかかわる大切な選挙です。  
棄権せず、投票に行きましょう。

●投票時間 午前7時～午後8時

●投票場所 各投票区域の投票所

※詳細は広報まつばら8月号同時配布の「選挙のお知らせ」をご覧ください。

▶問合せ 選挙管理委員会 (☎337-3243)

## 選挙啓発①

クイズに答えて、投票所で応募すれば、抽選で250人にマッキー文具セットが当たる「親子で投票キャンペーン」を行います！



●対象 市内の小・中学生

●期間・場所

8月27日(月)～9月1日(土) 期日前投票所(市役所1階)  
9月2日(日) 各投票所

●応募方法 所定の用紙に必要な事項を記入の上、投票所に設置されています応募箱に入れてください。

※応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。

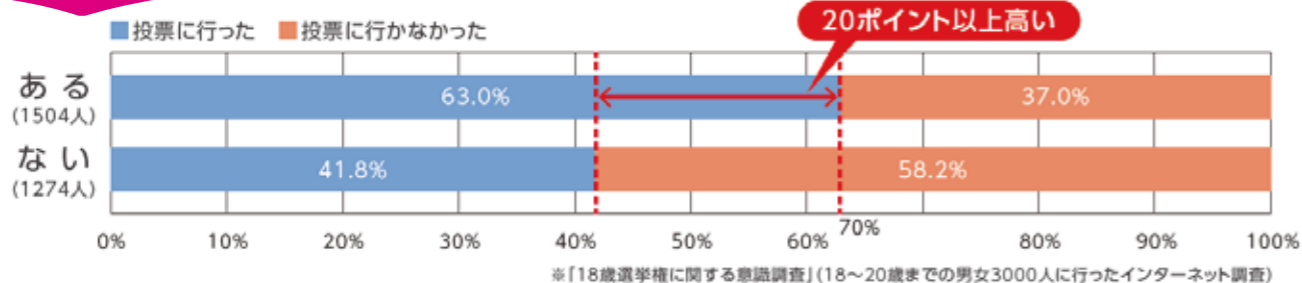


#### ▲マッキー文具セット

- ・ペンケース
- ・シャーペン
- ・消しゴム
- ・付箋

子どもと一緒に投票に行くと  
将来の投票率が上がる！？

総務省が平成28年に行った調査では、子どもの頃に投票について行ったことがある人が、ついて行ったことがない人と比べて投票をした割合が20ポイント以上高くなっているという調査結果があります。



## 期日前投票

投票日に仕事や旅行などの事情で、自ら投票所に行き、投票することができないと予想される人は、期日前投票をすることができます。入場整理券が届いている場合は持参してください。

●投票期間 8月27日(月)～9月1日(土) 午前8時30分～午後9時  
(土曜日含む) 1時間延長しています。

●投票場所 市役所1階市民ロビー

●投票の方法 入場整理券が届きましたら、予め裏面の期日前投票宣誓書をご記入し、期日前投票所までお越しください。※入場整理券が無くても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

期日前投票宣誓書は  
予めご記入ください。



**期日前投票宣誓書**  
(公職選挙法施行規則)の形式に基づき宣誓書

私は、書記選挙の当日、下記の投票に該当する見込みです。以下の記載が真実と相違ないことを宣誓します。

※本票の枠内に記載してください。 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 \_\_\_\_\_

居住地 松原市 \_\_\_\_\_

投票日当日投票所へ  
行かない理由  
該当する1・2・3・5・6の  
番号に○をしてください。

- 仕事・学業・冠婚葬祭・滞在外
- 旅行・レジャー・家族滞在の区域外へ外出
- 病気・けが・出産など身体上の理由
- 住所移動のため、他の内町村に居住
- 天災・悪天候で投票所に到達することが困難

**ご注意**

- 投票所入場整理券は必ず本人が持参し投票所の名簿対照へお持ちください。
- もし投票所入場整理券を紛失されても投票できますので投票所で係員に申し出てください。
- この投票所入場整理券発行後選挙権を喪失(死亡、失職)された場合本票は無効となります。
- 選挙日当日、仕事や旅行などの理由で投票に行けない人は期日前投票ができます。左側の期日前投票宣誓書にご記入のうえ、この投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。(宣誓書は、期日前投票所にも用意されています。)なお、投票日の当日に投票所へ行かれる方は必ず必要はありません。

期日前投票期間 平成30年8月27日(月)から9月1日(土)まで  
時間 午前8時30分から午後9時まで  
場所 松原市役所1階 市民ロビー  
※投票日当日(9月2日)は、期日前投票所での投票はできません。表面記載の投票場所で投票してください。

お問い合わせ 〒580-8501 松原市河原1-1-1  
松原市選挙管理委員会  
TEL 072-334-1500 内線451・2452

見本

## 選挙啓発②

市内34カ所の投票所と期日前投票所で高校生がボランティア活動を行います。

- とき 9月1日(土) 午前8時30分～午後0時30分  
午後1時～5時
- 9月2日(日) 午前8時～正午  
午後1時～5時

